

## 1 番 堀江 洋子議員

○議長（大西慶治君） 次に、通告順 5 番 堀江洋子議員の一般質問を行いますので、堀江洋子議員は質問席へ移動してください。

それでは、通告順 5 番 堀江洋子議員の発言を許可します。

堀江洋子議員。

○1 番（堀江洋子君） 日本共産党の堀江洋子でございます。まず第 1 点目に図書館について質問をいたします。

図書館は知の宝庫であり、安らぎと交流、情報発信の場です。町になくてはならない施設だと考えております。それだけに運営上においては、瑕疵があってはならないと思います。そこでお伺いをいたしますが、広報おおだい 10 月号に「図書館企画ご案内」が掲載をされました。企画内容には「ためになるおしょうさんのお話」とありました。

一読をいたしまして、憲法 20 条第 3 項「国及びその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」

憲法 89 条、公の財産の用途制限「公金その他の公の財産は宗教上の組織若しくは団体の使用便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない。」

自治法第 2 条第 16 項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」等々の規定に抵触するのではと感じました。広報が各戸に配付されました直後、中止の措置がとられました。広報 11 月号には、図書館からのお詫びの記事が出ておりまして、諸般の都合により中止いたしましたとあります。企画内容が前述しましたような事態となると判断されたからではありませんか。お伺いをいたします。

次に、図書館条例におきまして、図書館の管理運営は大台町教育委員会が行うとあり、また同条例には図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館方針につき館長に対して意見を述べる機関として、図書館協議会が設置

されています。これら組織が図書館奉仕について、検討、協議の結果、内容が定まるということになるわけですから、図書館の企画が憲法に違反する内容であり、しかも広報に掲載されたということは、行政の憲法に対する認識そのものが問われる重大な事柄です。企画についてのそれぞれの検討、協議の内容と、図書館として遵守しなければならない法についての見解を伺います。

次に広報に掲載する記事のチェック体制は、町全体としてどのようになっているのかも伺いをいたします。

次に各地においても、住民のために役立つ図書館、住民から支持される図書館にと、さまざまな取り組みがなされております。歴史資料など町の財産を掘り起こして共有し、そして経験と知恵と情報を抱え持った人と人をつなぎ、町の活性化へとコーディネートしている図書館の紹介もされております。町の図書館の企画においても、同様の考えからと思われれます。問うている企画以外にも大台町の寺巡り34カ所の写真展、大台町の史跡巡りと図書館方針が実施されています。

しかし、いただいております平成22年度版の大台町の教育という冊子の図書館についての項目におきましては、図書館方針としての申しましたようなことが、何も書かれてはおりません。年度初めに実施計画をつくり、法治主義を堅持したうえで、積極的に活動していくことが必要ではと考えます。見解を伺うものでございます。

○議長（大西慶治君） 村田教育長。

○教育長（村田文廣君） 堀江議員のご質問について答えいたします。

まず3点目の広報のチェック体制につきましては、後ほど町長のほうからお答えをいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1点目の広報におおだいに掲載いたしました、町立図書館の企画案内の開催について、急遽中止をいたしましたことについて、お答えをいたします。このことにつきましては、急な中止で町民の皆さんに、大変ご迷惑をおかけいたしましたことは、深く反省いたしておるところでございます。中止に至った理由につきましては、議員が言われました憲法第20条第3項に抵触する恐れがあることと、ま

たその行事案内が掲載された広報おおい10月号が、配布されることとの時間的余裕がありませんでしたので、緊急に図書館長含め協議をいたしまして、今回については中止するのが妥当であるとの判断をし、中止した次第でございます。

しかしながら、この20条の解釈につきましては、私どもではなかなか難しいことですので、今後町民の皆さんに同じようなご迷惑をおかけしてはなりませんので、顧問弁護士にお尋ねをいたしました。その話の中では、宗教的な職についてみえる方でも講演の内容が、宗教上の宣伝や勧誘ではなく、社会教育活動上のことであれば問題はないとのことでした。今回予定をしておりました図書館の企画は、講師の方に毎日をどのような気持ちで生活すれば、充実した人生が送れるかというようなことについて、お話していただくものでございましたので、20条の宗教教育、宗教活動にはあたらないとのご判断をいただいたところでございます。今後につきましては、皆さん方にご迷惑したことを肝に命じ、図書館との連携を強化するとともに、社会教育活動上必要なことがらにつきましては、誤解を招くような表現は十分慎むよう心掛けまして、図書館運営の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の図書館の企画に対する検討協議の内容でございますが、図書館法の規定に基づいて、平成13年に公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準が告示されました。その中の市町村立図書館についてのところで、図書館協議会について規定されておまして、図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。また図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ多様な人材の参画を得るよう努めるものとするとあります。

大台町立図書館においても、この基準に沿って運営等を進めているところでございまして、協議会委員につきましては、以前から関係機関の代表の方などをお願いをいたしておりますが、今回は任期満了によりまして、委員の顔ぶれも大きく変わりました。読み聞かせの会の代表、子育てサークルの代表、メイピア21の代表、学校・保育園の代表等、主に各種団体の方々をお願いし、従来とは少し変わった形

になっております。

大台町で活躍されている、しかも年齢層もさまざまですが、活発な協議会の話し合いがなされておりまして、一層充実した内容が期待されるところでございます。また先の図書館の基準のボランティアの参加の促進の項の中で、国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童、青少年、高齢者、身体障がい者等、多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識、技能等を有するもののボランティアとしての参加を、一層促進するように努めるものとするので、今後ますます町民の皆さんの意見を取り入れて、図書館運営を展開をしていく必要があると考えております。

大台町立図書館におきましては、企画の段階から協議会や協力していただく皆さん方のご意見を十分に尊重、より充実した活動を行うために、それぞれ検討協議を行っております。今年度の第1回の図書館協議会は7月1日に行われ、図書館の理想像、活動内容を始め利用者をふやすためにはどうすればいいかなどについて、話し合いを行いました。

続きまして、第4点目の町立図書館においても、法治主義を堅持した上で、活動がなされる必要があるのではないかとのことですが、図書館法第2条には、図書館とは図書、記録その他必要な資料を収集し整理し保存して、一般公衆の利用に供し、その共用、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設と定義されておりますし、第3条の6には読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し及びその奨励を行うことと、幅広い活動を奨励しております。

2点目のお答えでも申し上げましたが、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の中におきましても、住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等、学習機会の提供に努めるものとするとうたわれております。当然のことながら法治主義を堅持した図書館運営を行うべきであると考えておりますので、法的根拠に基づいたより良い図書館を目指して、館長以下、文化と教養の拠点としてまた町民の皆さんに親しまれ愛される図書館を目指して頑張っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（大西慶治君） 尾上町長。

○町長（尾上武義君） 3点目の広報に掲載する記事のチェック体制はどうなっているのかということで、お答えをいたします。広報の編集にあたりましては、毎月町民の皆様へ情報提供をしなければならない町の事業や議会報告、啓発事項や各種行事、町民の皆様の活動状況等々を各課から募集し、発行いたしております。掲載する記事のチェック等につきましては、各担当課で当月に掲載すべき記事か、あるいは掲載に相応しい内容であるか、内容に誤りがないかなどをチェックして企画課へ原稿を上げてきております。

企画課におきましても、上がってきました原稿の内容に対し、掲載してよい記事かどうか、掲載内容はわかりやすいか、誤字脱字はどうかなどをチェックしまして、最終的に副町長が広報おおだいの全体的な編集も含めて、チェックして印刷発行を行っております。

今回ご指摘のことにつきましては、教育委員会から上がってまいりました原稿からは、ためになるおしょうさんの話ということで、すぐに特定の宗教に便宜を図る内容ではないと判断したところでしたが、講師の肩書等、表現に思慮が足らなかったのは否めないと考えております。今回の件につきましては、町民の皆様へ大変ご迷惑をおかけをいたしました。今後、編集にあたりましては、思慮深くチェックをしてまいりますので、ご理解をお願いし答弁とさせていただきます。

○議長（大西慶治君） 堀江議員。

○1番（堀江洋子君） 教育長、そして町長から答弁をいただいたわけですが、すけれども、法治主義に基づいて、そして法的根拠に基づいて町民の方に親しまれ、そして愛される図書館づくりというふうに教育長も答弁をされておりましたけれども、私は果たしてその答弁が本当なのかなど。

答弁どおり法的根拠に基づいて、図書館運営が実施されているのか、大変疑問に思っております。と言いますのも、今回、補正予算も計上をされております。その中には、講師の謝礼、消耗品費、記念品代、傷害保険料ということで、予算計上されているわけですが、既に事業が実施済のものがほとんどではないかという

ことです。

私、写真展、図書館で行われておりましたので、私は拝見しに行きましたし、虫の音コンサートも済んでおりますし、作文についても実施をされておりますしということが、事実としてあると思うんですね。自治法の第232条の3、支出負担行為ということで、普通地方公共団体の支出の原因となるべく契約その他の行為

(これを支出負担行為という)が、法令または予算の定めるところにしたがい、これをしなければならぬというふうにあるわけですけれども、予算がないまま既に事業が行われておることは確かでございますし、私は法に反したことが起きている、このように思うわけです。

これで法治主義に基づいて行っているんだと、なぜ胸をはって言えるのか、大変疑問に思うところでございます。今回の補正予算についての詳しい説明を求めたいと思いますし、それから先ほども図書館協議会の説明をなされておりましたけれども、活発な協議会が実施されているということでもありますけれども、委員の皆様はそれぞれ活動をされていると思いますが、私は教育委員会に情報公開、開示請求をいたしました。どういった議論がなされているのかということを知りたかったからですけれども、開示請求の結果は会議録がつくられていないということで、どんな議事がなされているのか、全く活発な議論と言われましてけれども、どういう議論がなされているのかは、一切わかりません。会議録自体がないんです。

資料として提供を受けたのは、事項書のみでした。このことについても、せっかく図書館協議会の委員の皆様が努力をされているにもかかわらず、何もわからない。活発な議論がなされていると教育長が言われましたけれども、どこにその根拠を求めたらいいのか。存在していないということです。このことについても答弁と矛盾をしてくるのではないかと思うんです。また、先ほども申しましたけれども、講師をしてくれた方、それにいろいろな企画、絵画とか作文とかを提出された方、写真を撮影するのに協力してくれた方、こういった住民の方は町自体が法令を守らずに事業が進められているということは、全く関知しないわけで、住民にとっても大変申しわけないことをしている。そういったこともあると思うんです。記念品をお渡

していると思うんです。講師の方にはきちんとその分、お払いをしていると思うんです。いろいろな問題が生じてくるわけです。

教育委員会として、そして町としても大変これは問題があると思うんですけれども、これでなぜ法治主義を、そして法令に基づいて教育委員会が図書館活動をやっているのか、大変疑問に思いますので、再度答弁を求めます。

○議長（大西慶治君） 村田教育長。

○教育長（村田文廣君） 今の質問に関してお答えいたします。

今回の図書館の一連の事業につきましては、三重県図書館協会が会則に基づいて協会加盟の図書館の活性化に資する調査・研究事業について、事業助成をするものとして、図書館活性化推進事業助成交付要領を定め、平成20年度から実施されてきたものでございます。

図書館長の話によりますと、ことし6月にこの制度が存在することがわかり、協会に尋ねましたところ、8月上旬にコンペ方式による審査会があり、審査会までに着手したり完了した事業も対象となるとのことでしたので、7月8日付で図書館長名で交付申請を行い、8月17日付で採択の通知がありました。助成金の取り扱いについては、協会のほうの指導を仰いだところ、事業を行う図書館で要領に基づいて処理してくださいとの指導でした。

交付要領には助成金の交付については、原則、主催館の保有する口座へ振り込むものとする。ただし口座を保有していない場合は、現金書留による郵送な現金の手渡しをすることができると、要領に規定されていまして、そのように口座を開設し、9月15日に助成金を概算払いとして受け取りました。事業につきましては、小中学校の生徒を対象としたものを皮切りに、夏休みであります8月初旬から実施しておりまして、今の継続中でございます。

しかしながら、この助成金の処理について、適切な形ではないように思いましたので、協会のほうに問い合わせましたところ、やはり県内の図書館においては、そのような形で実施されている状況があると説明を受けましたが、最終的には市町の判断に委ねるとのことでした。そこで県にも指導を仰いだところやはり適

正ではないとの判断から、今回大変遅くなりましたが、本来の適正なものとして補正をさせていただいております。今回不適切な事業運営を行ってまいりましたことにつきましては、深く反省をするとともに、一層図書館との連携を強化して、二度とこのようなことが起きないように努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また会議録等につきましては、今後きちっとしたそういう運営を行うように、図書館長ともまた話をしまして、指導もしてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

○1番（堀江洋子君） 図書館活性化推進事業助成交付要領、これもいただきましたけれども、やはりこれも問題があるんじゃないかというふうに思いを持ちました。交付申請についても交付の状況につきましても、なぜこういうことができるのかなと、おまけに今回の補正予算の対応です。こういうことがきちんと守られていない、やはり法令に基づいて運営をしていないということが、大きな問題だと思うんです。

先ほどもお伺いをしましたが、今回の企画ですね、さまざま実施しているもの、未実施のもの、いろいろあると思うんですけれども、それぞれ細かく説明を求めるものでございます。先ほども言いましたけれども、再度どのような事業が実施をされて、どのような支払いがなされて、未実施はどれかということの説明を求めたいと思います。

○議長（大西慶治君） 村田教育長。

○教育長（村田文廣君） 現在まで図書館のほうで実施しました事業名、及びそれにかかけましたお金のほう、こちらのほう申させていただきます。

まず8月6日に未来の図書館絵画・作文募集をいたしました。これは小学生を中心としたものでございます。これに消耗品代、記念品代等を含めまして、5万1094円。

それから鈴の音コンサート、これは本来図書館の横で行う予定でございましたけれども、天候が悪くて場所を移しまして、9月30日に実施しました。これに報奨



費等を含めまして4万3540円。

それから史跡めぐり北島の史跡、これを中心としまして10月22日に実施いたしております、これが2万3910円。

それから文章教室ということで、文章を子どもたちに書く手だてというのですが、これを講座として開きました。これが8月4日、5日でございます。これが2万3166円。

それから地域の方にご指導いただきまして、8月7日にはうちわづくりを行っております。これが4536円でございます。

それから8月14日から22日、10月9日から17日にかけて昔の大台町の風景を発掘いたしました写真展、それから大台町にございます、寺を撮りました、ボランティアが撮っていただいた写真展、これが3万2717円を使っております。

まだ未実施でございますけれども、昔の遊びということで、今後する予定しておりますのが、2万円でございます。以上でございます。

○議長（大西慶治君） 尾上町長。

○町長（尾上武義君） 今回のことにつきましては、大変申しわけないということで陳謝を申し上げなければならないと思っております。

法に則って取り扱いをやっていくということは、当然でもございます。ですので、そのような仕組みというものを、例えば予算を設定する、そしてまた決裁を取る、そして事業を実施していくというふうな形で、きちんと法に乗っ取りながら処理をしていくという、その仕組みをさらに理解を深めていくことが必要だろうというふうに思っております。これは図書館のみならず全般的にも言えることでもございますので、そのように今後留意をしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大西慶治君） 堀江議員。

○1番（堀江洋子君） 2点目の質問に移ります。

環太平洋戦略的経済連携協定、TPPへの交渉、参加問題についてお伺いをいたします。例外なき関税撤廃が原則のTPP参加に反対する行動が、全国的に展開を

されています。日本共産党の市田忠義書記局長が、11月19日の参議院予算委員会で行った日本全体の農水産物等への影響はどのようなふうになっているのかという質問に対し、国内の農産物の生産額は4兆5000億円程度減少、食糧自給率は40%から13%に低下、農業の多面的機能は3兆7000億円程度喪失、関連産業への影響は国内総生産で、8兆4000億円程度減少、350万人程度の就業機会の減少となると政府が説明をしています。日本の農業は壊滅し、国内生産は崩壊する。そういう事態が容易に予想されることから反対の機運が、全国的に高まってきております。農地を守り農地振興策を提案する行政機関となっている農業委員会の全国会長代表者会議が、2日東京で開かれTPPへの参加に反対する決議を満場一致で採択をしております。

また全国町村会は、10月29日に常任理事会、政務調査会でTPP参加の撤回を求める緊急決議を行い、また11月4日は政府に要請をしています。さらに1日の全国町村長大会で参加に反対する特別決議も採択をしております。そこで全国町村会の決議内容、また取り組みについてお伺いをするものでございます。

また次に、三重県はTPP参加による県内農業への影響について、国の算出方法を基に独自に算出をしているわけですが、県のTPP影響試算についてもお伺いをするものでございます。

また3点目に、重要な農産物が例外なしに、関税が撤廃されてしまえば、日本の農業と地域経済、そして国民生活に与える影響は、大変甚大であると考えます。国民の圧倒的多数が願っている食糧自給率の向上と、TPP交渉への参加ということは、両立はいたしません。今求められることは、食糧をさらに外国に依存するような政策とは決別をして、世界に深刻な食糧自給に正面から向き合い、40%程度に過ぎない食糧自給率を向上させる方向に大きく踏み出さなければならないと私は考えております。農業のみならず地域も崩壊させてしまうようなTPP参加問題についての町長の見解を求めるものでございます。

○議長（大西慶治君） 尾上町長。

○町長（尾上武義君） それでは環太平洋戦略的経済連携協定への参加問題につい

てお答えをいたします。TPPとは太平洋周辺の広い地域の国、例えば日本、中国、東南アジア諸国、アメリカなどが参加して、自由貿易圏をつくるという構想でございます。TPPは既にチリ、シンガポール等4カ国で行われておりまして、アメリカ、オーストラリアなど5カ国が参加の意思を表明しております。日本が参加すれば9カ国の自由貿易圏となるものでございます。

1点目の全国町村会のTPP検討撤回を求める緊急決議の内容についてでございますが、一つにはTPPは例外なき関税撤廃を原則とするため、我が国の農林水産業を崩壊させ、食糧の安定供給を揺るがす恐れがある重大な政策変更であるにもかかわらず、現場の声を一切聞かずに唐突にTPPへの参加検討を表明したのは、民意の全くの無視であると。

二つには、食糧、木材自給率を50%まで引き上げるという政策目標や、来年度から本格実施する戸別所得補償制度とTPPとの間の整合性を、どのように図るのか。とりわけ政策の継続性や財源等についての説明が全くなく、強い疑念を感じざるを得ない。政府はこれまでもWTO世界貿易機構でございますが、このWTOやFTA自由貿易協定などの国際交渉において、国内農業、農村の振興などを損なうことは行わないと述べてきており、TPPへの参加検討は言行不一致であり撤回を求めるものである。

農山漁村は現在疲弊の度を強めており、我々町村長は農林水産業などの地域産業の振興に日夜全力を傾けている。今求めてられているのはTPPへの参加検討などではなく、将来を見据えて海外とも競争できる農林水産業を早急に確立するための政策の樹立である。このことの内容を全国町村会から国に対して決議表明をしたものでございます。

もう一つ、その12月1日に行われましたこのTPPに関する特別決議ということで行われております。全文を読み上げたいと思います。

『TPPに関する特別決議 政府はTPPへの参加検討を撤回すべきとの全国の町村長の声を無視し、先般関係国との協議を開始する旨の基本方針を決定の上、来年6月ごろまでに参加の是非を決めることとした。我々は農山漁村における行政の

責任者として政府の決定は、農山漁村のみならず我が国の将来に深刻な影響を及ぼすものと、大いに憂慮するものである。まず第1にTPPは、物、人、サービスに関する関税や非関税障壁をすべて撤廃する、これまでにない貿易協定である。そのため地域経済、社会に計り知れない打撃を与えることは自明である。

政府の説明はTPPの貿易効果のみに目を向け、国民生活や雇用をさらには国土保全、水源涵養といった農山漁村が果たす公益的機能への影響を無視しており、国民の不安は強まるばかりである。

第2に、政府は来年6月までに農業改革の基本方針を定めて食糧自給率向上や農業農村の振興とTPPとの両立を図るとしている。しかし一方で政府は10年度に麦、大豆等の増産により食糧自給率を50%に引き上げると閣議決定をしているが、果たして両立が可能か強い疑念が残る。我々はこれまで政府が推進してきたEPA経済連携協定を始めとする貿易交渉に異を唱えるものではないが、地域経済、社会の崩壊を招く恐れの高いTPPを、それらと同一視することはできない。しかもTPPへの参加検討の表明が先行し、影響試算や国内対策の検討が後追いになるという政府の姿勢は、日本農業の現状を無視した慎重さを欠いた対応であり、到底国民の理解を得られるものではないと考える。

よって、我々は政府に対しTPP反対を明確に表明する。今、政府がやるべきことは、昨年来のマニフェストで掲げた農林漁業と農山漁村の再生を責任を持って実現することである。以上、全国町村長大会の名において決議するものである。』

こういう特別決議の内容でございます。2点目の県のTPPの影響試算についてでございますが、国が試算をいたしました19品目のうち、三重県に影響があると考えられます9品目を国の試算方法を参考に試算しましたところ、その減少額は米で362億円、小麦で5億円、大麦で3000万円、茶で9億円、牛肉で6億円、豚肉45億円、鶏肉で4億円、鶏卵が23億円、牛乳・乳製品35億円となり、9品目合わせた総減少額は489億円となる試算となっております。

3点目でございますが、国はTPPに参加することに対して、国内の農業を守る政策として、戸別所得補償制度を充実することにより、農業基盤の安定化を図るこ

ととしているが、当町ではこの制度を利用している農家、全体では778戸でこの利用している農家は32戸にしかすぎないということで、4%に過ぎません。小規模農家が多く、後継者不足に悩む農業生産者にとって、何よりも大切なのは米価の安定であり、農業基盤の整備であります。その政策の方向性を示さずTPPに参加することは、当町のみならず日本農業の現状を無視しており、慎重さも欠いた対応であることから、到底理解できるものではございません。今後とも全国町村会と連携しながら、国に対しTPPへの参加検討ではなく、将来を見据え海外とも競争できる農林業を早急に確立するための施策を樹立するよう、強く求めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いし答弁とさせていただきます。

○議長（大西慶治君） 堀江議員。

○1番（堀江洋子君） 県の試算ということでお伺いをしたわけでありましてけれども、その県の試算に基づいて津市、そして四日市も試算をされております。四日市の場合、年間農業生産額が約27億円減少するというので、2006年度の四日市の農業生産額83億7000万円から影響額を算出したということで、減少するその27億円は約32%に当たるということです。そして津市でもそのTPPに参加をした場合の影響試算もされておまして、年間の農業生産額が約70億円減少するという試算を出しておまして、津市の試算では70億円減少をして、生産量は6割減というふうな数字も出されております。町においては、県の試算、今言いましたように津市の試算、四日市の試算というふうに出ているわけですがけれども、町においては2005年の農林業センサスにおける農業算出額は11億円ということだと思っておりますけれども、TPPに参加した場合の町における影響額についてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（大西慶治君） 尾上町長。

○町長（尾上武義君） 同じく2005年のこの農林業センサスの中で、県の試算方式によりまして、算定をいたしましたところ、米で1億8620万円ほどの生産減少額、ほとんど下がるということですね。98%の減少率ということでございます。それからお茶で1億7000万円の農業算出額があるわけなんですけれども、

生産減少額は約10%のほどの1870万円の減少でございます。それから牛肉が4億1000万円ほどの歳出額がございますが、減少額が4100万円ほどでございます。合わせてこの生産減少額が2億5000万円ほどということになるわけでございます。そういうような状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（大西慶治君） 堀江議員。

○1番（堀江洋子君） TPPに参加をしてしまえば、11億円が2億4500万円ほど町に対しては影響があるということで、基幹産業であるお茶、米そして牛ということで、試算をされたわけですけれども、2億5000万円の影響というのは、約22%影響額が及ばされる、22%にあたってくると思うんですけれども、ますますこの減少していくということで、所得も低下をしていくことにもなりますし、ますます農家の方の暮らしも大変になってくる。何もいいことはないというふうな気持ちであります。

先ほど、町長もTPP参加については、問題ありという答弁もいただきました。後継者不足ということも解消されませんよね。こういう数字が明らかに、試算でありますけれども、出てきたということは、農業の発展には結びついていかない、所得も増えないということになってくると思いますので、再度答弁を求めるものでございます。

○議長（大西慶治君） 尾上町長。

○町長（尾上武義君） これまでも柑橘類の輸入自由化なり木材の輸入自由化なり、いろいろな自由化が行われてきております。ただ米は778%の関税というふうなことで保護されてきておるというふうなことなんですが、お茶でも114%ほどだと思っておりますけれども、そういうような関税がかかってきております。そういうことで、今申し上げたような大きな影響が出てくるだろうというふうに思っているところでもございます。

これまでも林業も同じように、林業は輸入だけではなく、国内での木材需要というのが非常に減ってきておるといようなことの中で、ご案内のような状況に陥

っておるといふようなことでもございまして、このままTPPに参加をしていくと、やはりそういった日本国全体の国策の中で、またまた農業が翻弄されていくと、こういうことになるんじゃないかというふうな大きな懸念を持っているところでございます。

したがいまして、この地域の基幹産業であります農業、林業にしましても、暮らしへの影響、これ大でもございますし、地域の活力低下、そしてまた少子高齢化というふうな話も、またまた拍車がかかるといふ非常に広範に影響が出てくる部分がございます。米なんかも聞くところによりますと、今だいたい消費者にわたっておるのが1万4、5000円程度やないかと思えますけれども、これが4600円ぐらいになってくるだろうと言われております。その影響もやはり肥料へも影響がでますし、それから肥料に使うダンボール箱とか、あるいは機械とか、そういったようなすべてにわたって燃料から、すべてに渡って影響が出てくると、こういうようなことでもございますので、我々としましてはこの農林業が基幹産業であるこの地域を、やはりしっかり守らないかんというその一念でもって、今後対応していかなければならんのかなと思っているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大西慶治君） 堀江洋子議員の一般質問が終了しました。

---

○議長（大西慶治君） しばらく休憩します。

再開は10時55分とします。

（午前10時41分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---